

「ももちやり」利用時のヘルメット着用について

令和5年4月1日（土）より、自転車利用時のヘルメット着用が努力義務化されました。

ももちやりの安全な利用のためには、乗車時にヘルメットを着用することが重要です。

ももちやりご利用の際は、ご自身の身体にあったヘルメットをご持参いただき、着用していただきますようお願いいたします。

なお、ご持参が困難な方のため、数に限りありますが貸出用のヘルメットをご用意しております。

令和5年4月1日（土）～ [ももちやり運営本部](#)（限定）においてヘルメットの貸出を始めさせていただいておりますので、ご希望の方はお問い合わせくださいますようお願いいたします。

【ご利用条件】

1. 身分証のご提示（コピーさせていただきます）

免許証／マイナンバーカード／学生証 他

※ももちやり運営本部から"ももちやり"をご利用される方が対象

ももちやり運営本部（貸出） → 目的地 → ももちやり運営本部（返却）

※身分証をご提示頂けない場合は貸出しておりません。

2. ももちやり返却時にヘルメットを併せてご返却願います。

3. ヘルメット単体の貸出は対応しておりません。

●ヘルメットの種類



※ヘルメット用インナー紙帽子をご準備させて頂いております。